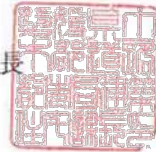


愛媛県からの通知です。

6 建第 234 号
令和 6 年 5 月 22 日

各建築業者 様
(建築業者に所属する建築士・建築施工管理技士の皆様)

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長



令和 6 年度地震被災建築物応急危険度判定講習会 (第一回) の受講について
(お願い)

平素より、本県の建築住宅行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震では、甚大な被害が想定されており、発災後の建築物等が起因する二次災害を防止するなど、被災建築物応急危険度判定士 (以下、「判定士^{※1}」) という。) の役割は非常に重要なものとなっております。

このため、当課では、標記講習会の実施回数を増やすと共に、資格要件を緩和 (従来の建築士に加え、**建築施工管理技士についても受講対象者^{※2}に追加**) することにより、判定士の確保に努めているところですが、県内の判定士数はまだまだ不足しております。

つきましては、業務ご多忙の中大変恐縮ではありますが、貴社所属の受講対象者に周知していただくと共に、是非、受講する機会を与えていただきますようお願いいたします。

発災後迅速な判定活動を行うためにも、**技術者である皆様のご協力が必要**であると考えておりますので、是非、標記講習会を受講の上、判定士となつていただき^{※3}、発災後の判定活動にご協力賜りますようお願いいたします。

※申込期間：令和 6 年 6 月 10 日 (月) ~ 7 月 5 日 (金)

※1) 被災建築物応急危険度判定士

地震被災直後に、二次被害を防止することを目的に、被災建築物の倒壊の危険性や屋根・窓ガラス等の落下の危険性などを判定する、都道府県の認定を受けた者。

※2) 受講対象者

- ① 建築士 (一級・二級・木造)
- ② 一級建築施工管理技士
- ③ 二級建築施工管理技士 (種別で躯体・仕上げを除く)
- ④ 地方公共団体職員 (建築に関する実務経験 3 年以上)

※3) 講習会受講後、**無料**で判定士に登録されます。

(更新時は、講習会の再受講は不要です。)

※4) 令和 3 年度から、愛媛県の「建設業者格付け事務取扱要領」を改正し、**応急危険度判定士が所属している場合、加点の対象**となりました。

愛媛県 土木部 道路都市局
建築住宅課 建築指導係
担当：長賀部・田窪
TEL：089-912-2757 (係直通)

「地震被災建築物の応急危険度判定」講習会

地震による被災建築物の応急危険度判定作業を行う判定士登録のための講習会を開催します。南海トラフ地震の発生が危惧される愛媛県では、判定士が不足しており、技術者である皆様の協力が必要です。是非、当講習会の受講をお願いします。

なお、すでに応急危険度判定士として登録されている方は、再受講する必要はありませんが、判定基準の再認識や近年の関係情報を得ること、又 CPD の単位取得等ができますので、受講されることをお勧めいたします。(再受講の方は、テキスト「被災建築物応急危険度判定マニュアル (緑色の冊子)」をご持参ください)

開催日時 令和 6 年 7 月 19 日(金)

13:30~16:30(受付 13:00~)

講習会場 愛媛県生涯学習センター

(松山市上野町甲 650)

申込期間 6 月 10 日~7 月 5 日**必着**

受講料 無料 (定員 60 名)

受講対象者を、
施工管理技士も
対象に拡大しと
るけん。



<対象者>

愛媛県内在住または在勤の

- ▶ 建築士 (一級・二級・木造)
- ▶ 1 級建築施工管理技士
- ▶ 2 級建築施工管理技士 (種別で躯体・仕上げを除く)
- ▶ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務経験 3 年以上 (設計、工事監理、工事指導監督、施工管理、確認審査業務等) ※実務経験証明用紙は建築士会 HP より印刷してください。

<テキスト>

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

※ 新規受講者のみに配布いたします

<講師>

愛媛県担当者

愛媛県建築士会教育事業委員会担当者



平成 28 年 4 月 熊本地震



【申込方法】

- ① **新規受講者の方は** 受講申込書と**※愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書**を下記住所へ郵送又は持参にてお申し込みください。7 月 19 日受講終了後に**応急危険度判定士登録証**をお渡しいたします。(※応急危険度判定士認定申請書申請書に記載の(1)(2)(3)の書類を添付して申請してください。また、応急危険度判定士認定申請書の提出に代えて、オンラインでの申請受付も可能です。詳しくは裏面「愛媛県からのお知らせ」をご確認ください。)
- ② **既に判定士の方は** 受講申込書と**応急危険度判定士登録証**をファックスしてください。

様式第1号（第3関係）愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定（更新）申請書

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定		新規 更新	申請書
愛媛県知事様		年 月 日	
申請者 郵便番号 (-)			
住 所			
フリガナ			
氏 名			
自宅TEL			
携帯番号			
メールアドレス			
※電話番号及びメールアドレスは、 招集時（発災時）に連絡可能なものを記入してください。			
愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士としての認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。また、申請書に記載の内容を県から公益社団法人愛媛県建築士会に提供することに同意します。			
生 年 月 日	昭・平 年 月 日	性別	男・女
血 液 型	血液型 (RH +・-) A・B・AB・O	※更新者のみ記入してください。 ----- 現在の判定士登録番号 第 号 登録年月日 年 月 日	
建築士の免許	一級・二級・木造	登録番号 大臣・() 知事 第 号	
建築施工管理技士	一級 ・ 二級 (躯体、仕上げ除く)	番 号 第 号	
右欄に該当する場合は、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください→ <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員で実務経験による申請			
勤務先名	名称 住所 〒 電話		
所属団体名			
注意 1 写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。 2 所属団体欄は、建築士会〇〇支部、事務所協会等建築士に 関係する団体に加入している場合に記入してください。			写真 縦 3.5㎝×横 2.5㎝ 6か月以内撮影 無帽、正面、上半身、無背景
添付書類 (1) 建築士の免許証の写し、建築施工管理技士合格証明書の写し(二級の種別で躯体、仕上げを除く)又は実務経験証明書(地方公共団体の職員に限る。) (2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類(住民票、運転免許証の写し、身分証明証の写し等) (3) 写真2枚(当該申請書1通貼付、他写真のみ1枚)			(のりづけ)
※ なお、 更新の場合 は、現在の判定士登録証を代わりに添付することにより、 (1)から(2)に掲げる書類の添付を省略できます。			
※受付欄		※認定欄 認定年月日 年 月 日 認 定 番 号 第 号	

注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書

【申込先】(公社)愛媛県建築士会事務局 〒790-0002 松山市二番町4丁目1-5

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		昭 和 平 成 年 月 日
種 別 (該当する□を塗り つぶしてください。)	<input type="checkbox"/> 建築士 (□一級 □二級 □木造) <input type="checkbox"/> 1 級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2 級建築施工管理技士 (躯体、仕上げ除く) <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員 (建築に関する実務 3 年以上)	
現住所	〒	— (携帯電話) (受講番号返信用 FAX)
CPD番号	38	(CPD 参加者のみ)
応急危険度判定士認定 (新規) 申請書の提出 について 該当する□を塗り つぶしてください。	<input type="checkbox"/> ①新規受講者 (以下からお選びください。) <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書 (添付書類共) と受講申込書を郵送 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書はオンラインでの申請 [愛媛県からのお知らせ] 参照、受講申込書は FAX <input type="checkbox"/> ②既に判定士の方 受講申込書と応急危険度判定士登録証を FAX ※当日、お手元にあるテキストを忘れずにご持参ください。	



お申込みありがとうございます。

番で受け付けました。

当日、返信された F A X を会場にご持参ください。

(7月19日(金)愛媛県生涯学習センター 受付13:00~)

〔愛媛県からのお知らせ〕

応急危険度判定士認定申請オンライン受付について

判定士の認定申請がオンラインで申請可能となりました。今回の講習会の申込時にも認定申請書を提出する代わりに、オンラインで申請することができます。(※オンラインで認定申請する場合も、建築士会への講習会の受講申込は必要です。)

オンライン申請はこちら https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1353



愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の登録の更新について

平素より皆様には、本県の建築行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当該登録制度では、登録有効期間を5年間としております。近々有効期間が満了となる方、既に満了とされた方におかれましては、更新の手续をお願いします。

更新時は、講習会の再受講に代え、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページに掲載している技術資料での自主研修により更新を可能としておりますので、今回の講習の受講は更新の条件ではないことをお知らせします。また、住所等の変更が生じた場合は、変更届を県へ提出してください。

【提出先】 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2757

[愛媛県公式ホームページ]被災建築物応急危険度判定について <https://www.pref. ehime. jp/h41000/oq. html>

(参考)全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <https://www. kenchiku-bosai. or. jp/assoc/oq-index/>